

他連合農学研究科からの異動教員の教員資格の認定の申合せについて

他連合農学研究科からの異動教員の教員資格の認定は、この申合せにより行う。

- 1 各構成大学の教授会等で、他連合農学研究科の教員資格を有する教員の採用が承認された場合において、各構成大学の研究科長等は採用予定者に対し、前任地で取得した連合農学研究科の教員資格を、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「岩手連大」という。）の教員資格として認定する手続きの有無について確認する。
- 2 上記について、各構成大学の研究科長等は、採用時の申請書類（各構成大学の教授会等で用いた教員個人調書、業績一覧等）を提供することも含めて確認するものとする。
- 3 各構成大学の研究科長等は、採用予定者の了解が得られた場合、採用時の申請書類を連合農学研究科長に送付して教員資格の認定を依頼する。
- 4 連合農学研究科長は、直近の代議員会時（臨時開催を含む）に教員資格審査委員会を設置し、当該教員が前任地の連合農学研究科教員資格を有していることを確認後、各構成大学の研究科長等より送付された採用時の申請書類を基に、岩手連大の教員資格と同等の業績を有することを審査及び確認を行い、投票により判定を行う。
- 5 教員資格審査委員長は、投票結果を連合農学研究科長に報告する。
- 6 連合農学研究科長は、投票結果を代議員会に諮り、教員資格の認定を行う。
- 7 認定された教員資格は、資格が認定された代議員会開催日の翌月1日から資格を発効する。
- 8 連合農学研究科長は、直近の研究科教授会にて、当該教員が岩手連大の教員資格を認定されたことについて報告する。
- 9 岩手連大の主指導資格を認定された当該教員は、前任地で主指導資格を認定された年度、又は再審査に合格した年度から数えて8年目（採用時に8年を経過している場合は直近の資格審査時）に、教員資格審査委員会で主指導資格審査再審査を受けるものとする。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。